

平成27年12月 1 日開催の部長会議の報告をします。

部長会議報告書

平成27年12月 1 日(火)

3 階第 2 会議室9:15～

1. 議題・課題等提案

(1) 上下水道部

I. 「桑名市上下水道事業経営計画」の修正について

1 当初・経営計画の概要《現況》

《これまでの経緯》

上下水道部は合併以降、段階的に経営や組織の改編が行われ、平成23年4月に両事業が組織統合された。それまで個別に推進していた事業計画を見直すために、平成21年の総務省通達「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づき、計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間とする桑名市上下水道事業経営計画を策定した。

《水道事業の計画概要》

水道事業は、水需要の減少（表1参照）に伴い年々収益が悪化をたどっている。有収水量は、平成18年度に1,985万立米余であったものが、平成26年度には1,739万立米余まで減少し、8年間で12%減少したことになる。これは企業が県水へ乗り換えたことから減少したものである。ここ数年では、年1%から0.5%程度減少している。

このような状況にもかかわらず、平成25年度以前には10数年間、料金改定を行わずに支出抑制で経営を行ってきた。

このことにより、老朽管の更新に遅れを生じていた。また、今後ますます老朽化が進む施設の更新や耐震化にも中長期的な計画が必要なことから、平成23年度から「上水道事業基本計画」の策定が始まった。そこで水道事業における経営計画は、「基本計画」の策定が完了する平成25年度以降に「基本計画」をフィードバックして再検討する前提で策定された。

そのため平成25年度の料金改定については、過去数年の累積赤字の解消が可能な範囲とし、5.5%とした。（平成25年度は、経営計画に基づく改定を実施済。）

《下水道事業の計画概要》

経営計画を策定した平成23年度当時、まだ企業会計化して間もない下水道事業には事業を推進するための運転資金（内部留保）がなく危機的な状況であった。また企業債残高も400億円近くあり、毎年の償還も経営を圧迫していた。（表2参照）

企業債は年間30億円弱返還しており、残高は平成22年度で約400億円弱であったものが、平成26年度では350億円弱となっている。

こうした状況から抜け出すために、当面の支出抑制と下水道使用料の適正化が必要とされ、使用料については平成25年度に13%、平成29年度に12%の改定が必要と試算した。（平成25年度は、経営計画に基づく改定を実施済）

2 経営計画の課題と修正の概要

《経営計画を修正する必要の高まり》

水道事業においては、「基本計画」策定後にその事業費を反映して財政検討し直す修正を加えることは想定内であったが、上・下水道事業ともに、経営計画策定時にはなかった法改正により貸借対照表などの財務諸表の記載が大きく変化することとなり、現行の経営計画の財政シミュレーションでは計画期間内とその後の経営状況を捉えることが難しくなっている。

また、水道事業において国交省が以前から計画していた伊勢大橋の架替事業がいよいよ実施段階に入ったこと、下水道事業においては、国交省が農水省、環境省と連携して発表した、今後10年をメドに各種汚水処理施設の整備を重点的に整備する計画（低コスト型下水道整備）のモデルケースとして検討を開始することになったことなど、新しく、かつ高額な設備投資の計画が持ち上がったことにより、経営計画の見直しは喫緊の課題となった。

○水道事業会計

- ・「基本計画」に中期目標を掲げている事業を反映させる必要がある。
- ・伊勢大橋架替に伴う桑名長島連絡管接続工事は、中期計画以後の計画であったが、早急に対応しなければならなくなった。

○下水道事業会計

- ・未普及対策事業の検討

今後10年を目途として取り組んでいきたいと考えている。

いままでどおりのやり方では普及率90%を達成するのに約40年を要するとされていたが、約10年間集中的に投資することと、今後の建設事業を減少することにより維持管理に向けた事業が展開できることから、未普及解消で新たな接続件数を創出し使用料の増収効果が見込める。「収入基盤の安定」「未普及地域の解消」「老朽管更新時代への対応」がサイクルのイメージである。

平成26年度の下水道普及率は74.7%で、接続率は95.2%となっている。

○両会計共通事項

- ・地方公営企業法改正（みなし償却制度の廃止、キャッシュ・フロー計算書の導入など）により早急な見直しが必要である。

《外的要因》

平成26年8月29日付けの総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通達が出された。主な内容は次のとおりである。

○公営企業は、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むこと。計画期間を10年以上とする「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むこと。

○企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものとする。

○「投資試算」と「財源試算」の均衡を図った収支計画を立てること。

このことから、今回の経営計画の修正は、「経営戦略」としての要件も備えるものとして見直していきたいと考えている。

《水道事業の計画修正のポイント》

○これまで抑制してきた修繕費、建設改良費を中心に、今後10年間でしなければならない

内容と費用を可能な限り確保したいと考えている。この計画で確保できなければ、再び10年の先送りとなるばかりでなく、漏水事故の増加や耐震化の遅れに直結する。(表3-1、3-2参照)

平成27年度までは維持管理の予算にばらつきがあったが、平成28年度以降は計画的な予算をあげていきたい。また、平成28年度から建設改良費も少し増加させながら取り組んでいきたいと考えている。

○建設改良工事の財源は、企業債を活用し、近年の投資抑制により企業債残高も毎年度の償還額も順調に減少してきている。新たな借入が経営に与える影響を考慮しながら、必要な事業が行えるだけの財源確保を行う。同時に、各費用については、優先順位を考慮し、引き締めるべき部分では抑制を図る。

○必要な投資を継続するためには、今後、水道料金の適正化も不可避であり、計画の中では値上げ水準の適正範囲への抑制を行った上で現世代、将来世代、いずれにも偏った負担とならないバランスを考えた投資・財政計画を目指す。

《下水道事業の計画修正のポイント》

○本市の下水道普及率を10年で約90%に引き上げる未普及対策事業を中心とした投資試算に耐える財政計画を立てる。

○未普及対策事業以外の事業も可能な限り拡充を図るが、資金不足比率の悪化など、悪影響を招かない範囲とする。

○企業債については、計画期間内における新規借入の影響を、計画期間中及び将来にわたって検証し、現段階では、今後も全体として企業債残高を減少させていくことができるものと試算している。

○必要な投資を継続するためには、今後、下水道使用料の適正化も不可避である。しかしながら下水道使用料がすでに県下でも高い水準にあることから、安易に使用料に転嫁しないよう各費用の抑制によりどこまで値上げ水準を引き下げられるかという目標をもって投資と財政のバランスを調整する。(表4-1、4-2参照)

建設改良の計画の中では、未普及対策事業について重点的に建設改良費を投入したい。今後の起債の影響については、元利償還を順調に行っているので、年10億円程度起債の償還ができていくものと考えている。それに伴って、新しい事業を実施した場合にスムーズな借入れができるものと考えている。

3 今後の取り組みとスケジュール

《経営計画にのっとり事業運営と定期的検証》

平成28年度当初予算編成から、修正後の経営計画を基調とした事業運営を実施していき、平成36年度までの計画期間の中で、次の事項を念頭に置いて運営していきたい。

- 計画にのっとり予算編成
- 毎年度決算と計画との乖離状況等の検証
- 突発的な事象への対応、変化する状況への対応

《桑名市上下水道事業経営審議会の設置》

平成27年12月議会において「桑名市上下水道事業経営審議会条例」を上程する。

- 学識経験者から市民まで広く審議会委員を募り、年数回の審議会を実施する。

○毎年度決算について報告し、経営状況や課題について審議する。

○水道料金、下水道使用料の改定はじめ、桑名市上下水道事業の経営に関する重要事項を審議する。

2. その他

(1) その他

① 予算特別委員会の流れについて（議会事務局）

- ・来年度から当初予算案の審査を「常任委員会」から「予算特別委員会」へ変更する。
- ・変更点

「予算の説明方法」……予算の説明を常任委員会の冒頭で説明していたが、予算書の送付後に予算特別委員会を開催し、2日間程度の日程で各部が入れ替り理事者から説明を行う。この時点での質疑等は行わないと申し合わせている。

「委員会での審査方法」……常任委員会単位の分科会が設置され、予算の詳細審査を分科会で行うが、分科会では裁決は行わず、各議員からの意見表明、意見集約に留められる。裁決は、常任委員会終了後に再度、予算特別委員会を開催し、分科会長から審査報告を受け、分科会長に対する質疑等を行い、裁決を行う流れとなる。

・予算特別委員会は議長を除くすべての議員が委員となること、委員長には副議長が、副委員長には議運の委員長が就くこと、予算特別委員会は12月定例会最終日に設置されることが申し合わせにより決定している。

・予算特別委員会は当面の間、当初予算のみの取扱いとし、補正予算の審査については従来どおり常任委員会での審査となる。

② 冬の省エネオフィスプランの実施について（経済環境部）

・今年度も引き続き、冬の省エネオフィスプランを12月1日から3月31日まで実施する。ウォームビズや室温調整など省エネ活動にご協力をお願いしたい。夏の省エネオフィスプランの取組結果は、11月4日にメールでお知らせしたので確認いただきたい。